

日バス協業第61号  
令和6年2月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会 長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について、令和6年2月27日付けで国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 泉・中尾  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016